

Section 7 相続税の納税義務者と法定相続人

1

相続税の納税義務者

1. 相続税の納税義務者

相続税の納税義務者は、原則として、相続または遺贈（死因贈与を含む）により財産を取得した**個人**です。相続税の納税義務者は、その住所や国籍により、**無制限納税義務者・制限納税義務者・特定納税義務者**のいずれかに区分され、課税財産の範囲が異なります。

2. 無制限納税義務者

無制限納税義務者に該当すると、**取得した財産の全てが課税対象となります**。また、無制限納税義務者は、居住無制限納税義務者と非居住無制限納税義務者に分けられます。

(1) 居住無制限納税義務者

相続財産の取得時に日本国内に住所を有している人で、在留資格による一時居住者でない人等は、居住無制限納税義務者となります。

(2) 非居住無制限納税義務者

相続財産の取得時に日本国内に住所を有していない場合において、日本国籍のある相続人、または、被相続人のいずれかが相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していたり、被相続人が国内に住所を有しており在留資格による一時居住者でない場合には、非居住無制限納税義務者となります。

3. 制限納税義務者

相続または遺贈により日本国内にある財産を取得した個人で、無制限納税義務者に該当しない場合は、制限納税義務者となります。制限納税義務者に該当すると、取得した財産のうち、**日本国内にある財産と相続時精算課税適用財産**だけが課税対象となります。

4. 特定納税義務者

無制限納税義務者にも制限納税義務者にも該当しない場合には、特定納税義務者となります。具体的には、相続等により財産を取得しておらず、相続時精算課税により財産を取得している者を指します。

特定納税義務者に該当すると、**相続時精算課税適用財産**だけが課税対象となります。

<納税義務者の分類>

相続人 被相続人		国内に住所あり	国内に住所なし		
		在留資格による一時居住者	日本国籍あり		日本国籍なし
			相続開始前10年以内に国内に住所あり	相続開始前10年以内に国内に住所なし	
国内に住所あり		在留資格による一時居住者	居住制限納税義務者	非居住制限納税義務者	
国内に住所なし	相続開始前10年以内に国内に住所あり	相続開始前10年以内に日本国籍なし	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者	
	相続開始前10年以内に国内に住所なし		居住制限納税義務者	非居住制限納税義務者	

*相続または遺贈により財産を取得しなかった人で、相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産を取得した人は、特定納税義務者となります。

<課税財産の範囲>

納税義務者の分類	課税財産の範囲
無制限納税義務者	国外財産、国内財産、相続時精算課税適用財産
制限納税義務者	国内財産、相続時精算課税適用財産
特定納税義務者	相続時精算課税適用財産

*相続人が制限納税義務者に該当し、被相続人が在留資格による一時居住者である場合、被相続人の国内居住期間に関わらず、国外財産は課税の対象外となります。

Section13 贈与税の納税義務者

① 贈与税の納税義務者

1. 贈与税の納税義務者

贈与税の納税義務者は、原則として、贈与（死因贈与を除く）により財産を取得した個人です。

2. 納税義務者の区分

贈与税の納税義務者は、その住所や国籍により、無制限納税義務者・制限納税義務者のいずれかに区分され 課税財産の範囲が異なります。なお、納税義務者の属性による区分方法は、相続税と概ね同じです。

<納税義務者の分類>

贈与者		受贈者	国内に住所あり 在留資格による 一時居住者	国内に住所なし		
				日本国籍あり		日本国籍 なし
			贈与前 10 年以内に 国内に住所あり	贈与前 10 年以内に 国内に住所なし		
国内に住所あり		在留資格による 一時居住者	居住制限 納税義務者	非居住制限納税義務者		
国内に 住所 なし	贈与前 10 年以内に国内に住所 あり	一定の外国人*	居住無制限 納税義務者	非居住無制限納税義務者		
	贈与前 10 年以内に国内に住所 なし		居住制限 納税義務者	非居住制限納税義務者		

*…出国前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以下の外国人、または、出国前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年超の外国人で出国後 2 年を経過した者

3. 課税財産の範囲

納税義務者の区分ごとの課税財産の範囲は、基本的に相続税と同じです。

納税義務者の分類	課税財産の範囲
無制限納税義務者	国外財産、国内財産、相続時精算課税適用財産
制限納税義務者	国内財産、相続時精算課税適用財産